

川俣町 通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年2月
川俣町通学路安全推進会議

1. プログラム策定の背景と目的

(1) 背景

平成24年度において、全国的に、登下校中の児童生徒の列に自動車が入り込み、多数の死傷者が出るという痛ましい事故が、相次いで発生しました。

このような現状を受け、本町では、児童生徒等が登校・通学する道路等（以下「通学路（※）」という。）の現状を改めて把握するため、平成24年8月17日から23日にかけて、関係機関（町教育委員会、各小学校及びPTA、町、福島警察署川俣分庁舎）の連携のもと、通学路の緊急合同点検を実施しました。

点検の結果把握された危険箇所等については、関係機関において情報を共有し、各管理者（学校、道路管理者、警察等）において、順次、通学路の環境改善に向けた取り組みを行ってきたところです。

※ 本町では、通学路の指定は行っていないため、交通安全施設整備事業の推進に関する法律施行令第4条に定める通学路を本町における「通学路」と表記することとします。

【参考】交通安全施設整備事業の推進に関する法律施行令

（法第六条第三項 の政令で定める通学路）

第四条 法第六条第三項 の政令で定める通学路は、次に掲げるものとする。

- 一 児童又は幼児が小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは幼稚園又は保育所（以下これらを「小学校等」という。）に通うため一日につきおおむね四十人以上通行する道路の区間
- 二 前号に掲げるもののほか、児童又は幼児が小学校等に通うため通行する道路の区間で、小学校等の敷地の出入口から一キロメートル以内の区域に存し、かつ、児童又は幼児の通行の安全を特に確保する必要があるもの

(2) 目的

本プログラムは、町教育委員会、各小学校、道路管理者（福島県、川俣町）、福島警察署川俣分庁舎等の関係機関における通学路の安全確保に係る連携体制を構築し、緊急合同点検結果等により明らかとなった通学路における危険箇所等の改善に向けた取り組みを引き続き行うとともに、危険箇所等の早期発見や安全確保に向けた取組を継続して行うため策定するものです。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に登校・通学できるよう、通学路の環境改善や安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

本町では、通学路の環境改善や安全確保を進めるにあたり、以下の関係機関をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。

本プログラムは、この会議で議論・協議し、策定しています。

- ・川俣町教育委員会
- ・小学校長代表
- ・川俣町建設水道課
- ・川俣町総務課
- ・福島警察署川俣分庁舎
- ・福島県県北建設事務所

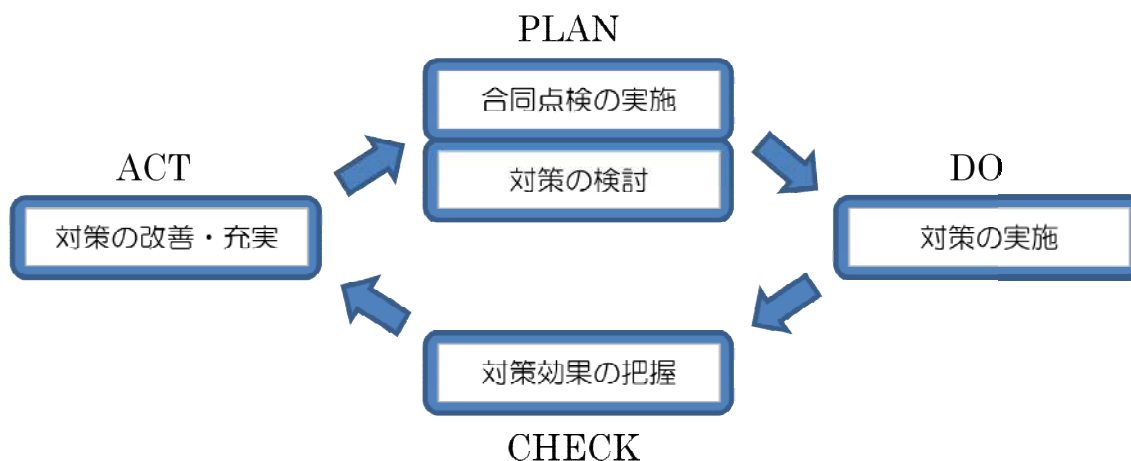
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の環境改善・安全確保のための取り組みを行うため、緊急合同点検後も随時点検を継続して実施するとともに、対策実施後の効果把握及び検証を行い、必要に応じ対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのP D C Aサイクル】



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・合同点検は小学校毎、3年に1回程度実施します。

- ・合同点検を実施しない年については、保護者や自治会、また、児童・生徒等への聞き取り調査等により点検を実施することとします。
- ・通学路における危険箇所の把握は、積雪時における状況も考慮する必要があることから、合同点検は夏期と冬期を交互に行います。
- ・合同点検を効率的・効果的に行うため、通学路安全推進会議において重点項目を設定し実施します。

○合同点検の体制

- ・小学校毎に、学校、P T A（保護者代表）、道路管理者（福島県、川俣町）、警察、自治会等が参加する合同点検を行います。

（3）対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置などの道路管理者が行う対策、交通規制や取り締まりなどの警察が行う対策、また、交通安全教育などの各学校や保護者が行う対策など、危険箇所に応じた必要な具体的な対策・実施メニューを検討します。

（4）対策の実施

対策の実施にあたっては、関係機関において情報を共有し、効果的な危険箇所対策となるよう、関係者間で連携を図ります。

（5）対策効果の把握

対策の検討結果に基づき、実施した危険箇所毎の具体的な実施メニューについて、「実際に期待した効果が上がっているのか」、また、「児童生徒等が登下校中安全になったと感じているのか」等の確認・検証を行います。

【対策検証の手法】

- ・地域住民や児童生徒へのアンケート
- ・登下校時における安全確保の現状等の調査
- ・車両と歩行者の離隔等の測定

（6）対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの通学路安全点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、町HPや広報等を活用し公表します。

5. 別添資料

別添資料1 「通学路緊急点検実施日及び点検実施メンバー」

別添資料2 「各小学校における通学路緊急点検結果」

別添資料3 「各小学校位置図」

別添資料4－1～5 「各小学校対策箇所及び危険箇所図」

川俣町通学路安全推進会議設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、川俣町通学路安全推進会議の設置、組織、運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 通学路の環境改善や安全確保に向けた取り組みを継続して行うため、川俣町通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 通学路の点検に関すること。
- (2) 通学路の環境改善や安全確保策の検討に関すること。
- (3) 通学路の環境改善や安全確保策の検証に関すること。
- (4) その他通学路の環境改善や安全確保に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 推進会議は、関係機関の連携を図るため、以下の構成メンバーをもって組織する。

- (1) 教育関係
 - ・ 川俣町教育委員会
 - ・ 川俣町小学校長会代表
- (2) 道路管理者
 - ・ 福島県県北建設事務所
 - ・ 川俣町建設水道課
- (3) 交通安全関係
 - ・ 福島警察署川俣分庁舎
 - ・ 川俣町総務課
- (4) その他川俣町教育委員会が必要と認める者

(議長)

第5条 推進会議には議長を置き、議長は教育長とする。

2 議長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 議長に事故があるときは、構成メンバーの中から選出し、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、教育長が必要に応じて招集する。

2 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 議長が必要と認めるときは、構成メンバー以外の者に推進会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 推進会議の事務局は、関係機関の協力を得て川俣町教育委員会学校教育課に置く。

(委任)

第9条 この要項に定めのあるものを除くほか、推進会議に関し必要な事項は、教育長が推進会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成27年2月18日から施行する。